

(文書番号)	
年 月 日	
公安委員会 殿	公安委員会 (公印省略)
通 報 書	
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条又は第12条の対象となる事案について、次のとおり通報する。	
1 法第3条第1項及び規則第1条第4項に掲げる事項	<ul style="list-style-type: none">(1) 氏名又は名称 (2) 住所 (3) 営業所の所在地 (4) 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人である場合には、その代表者の氏名 (5) 営業所の名称 (6) 営業所の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報 (7) 特定金属くずの保管場所の所在地

2 届出年月日	年 月 日
3 届出番号等	
4 当該違反行為をした者に関する事項	
5 当該違反行為をした年月日	年 月 日
6 当該違反行為の内容	
7 添付書類の目録	
8 通報元担当者	警 察 本 部 課 警 電 職 名 氏 名
9 通報を受けた者	上記のとおり通報を受けた。 年 月 日 警 察 本 部 課 階 級 氏 名

注：記載欄が不足する場合は、行を挿入し、又は別紙を用いること。